

令和 7 年 4 月 1 日

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課長

(公印省略)

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う運営基準の改正点等の再周知及び令和 7 年 1 月 31 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について」等について

平素より、東京都の障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（訪問系サービス）事業に係る令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）による主な改正点等については、令和 6 年 4 月 9 日付 6 福保障地第 46 号「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う運営基準の改正点等について」によりお知らせしたところですが、下記 1 及び 2 により一部抜粋して再度周知させていただきます。

また、令和 7 年 1 月 31 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について」が発出されておりますので、その内容等についても下記 3 により併せお知らせいたします。

記

1 訪問系サービス共通の令和 6 年度改正点等（再掲）

（1）障害者虐待防止の推進

令和 4 年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和 6 年 4 月から基本報酬が減算されることとなっております。（所定単位数の 1 % 減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年 1 回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

イ 従業者への定期的な研修の実施（年 1 回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要がありますので、以下の都の記載例を参照いただき、各事業所にて修正しておいていただくようお願いします。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされております。

(2) 身体拘束等の適正化の推進

以下の取組を未実施の場合、令和5年4月から基本報酬が減算されているところですが、減算額の見直しが行われおります。

- ア やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（身体拘束適正化検討委員会）の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ウ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- エ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

≪身体拘束廃止未実施減算の見直し≫

[現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

(3) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、令和7年4月から基本報酬が減算されることとなっております。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催(*1)、指針の整備、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施(*3)

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施等(*3)

経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(4) 障害福祉サービス等情報公表制度の未報告事業所への対応

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することが義務付けられているところですが、当該報告を行っていない事実が生じた場合に、そ

の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなっております。（所定単位数の5%減算）

《参考》厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1

（令和6年3月29日）問19

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

報告漏れが散見されますので、適切に御対応いただくようお願いします。

（５）意思決定支援の推進

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すべきとされました。

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされました。

（６）本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきとされました。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めていただくようお願いします。

（７）居宅介護計画の共有

居宅介護計画を作成した際には、利用者及び同居家族に対して交付することとされておりましたが、制度改正に伴い利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に対しても交付することとされたほか、サービス提供責任者は、以下の取組を行うこととされて

おります（訪問系サービス共通です。）。

ア サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。

イ 他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。

（８）管理者の兼務範囲の見直し

管理者については、同一の事業所内の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）や、同一敷地内又は隣接している事業所の従業者との兼務が認められていましたが、同一事業者によって設置された他の事業所でかつ管理上支障がなければ、同一敷地内又は隣接している事業所でなくとも、従業者としての兼務が認められることとなりました。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

（９）メールアドレスの登録について

※本通知がメールにより送付された事業所は、Eメールアドレスが登録されておりますので、
手続は不要です。

東京都からの各通知や説明会の開催等については、東京都障害者サービス情報サイトへの掲載及びEメールによる情報提供を行っております。各事業者（法人）におかれましては、障害者総合支援法に基づく情報公表制度用のEメールアドレスを御報告いただいているところですが、東京都から各種お知らせをEメールにて案内するためには、別途事業所のEメールアドレスを東京都へ御登録いただく必要があります。

まだ御登録いただいていない事業所、都からのお知らせが届かないといった事業者（法人）におか

れましては、下記フォームより登録願います。

【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護】事業所メールアドレス登録フォーム

<https://logoform.jp/form/tmgform/786961>

2 各サービスの令和6年度改正点等（再掲）

（1）【同行援護】同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正（令和7年4月1日）

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講が免除されます。

なお、令和6年度末までに旧カリキュラムの研修を修了した従業者については、令和7年度以降も従業者要件を満たすために、新カリキュラムにおいて追加された課程を追加受講する必要はありません。また、盲ろう者向け通訳・介助員については、令和9年3月31日までは同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなされますが、令和7年度以降、新カリキュラムにおける免除科目以外の科目を受講する必要がありますので、ご注意ください。

（2）【同行援護】【行動援護】従業者要件に係る経過措置

報酬改定により、同行援護及び行動援護について、以下のとおり従業者要件に係る経過措置が延長されております。

ア 同行援護

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなす経過措置について、令和9年3月末まで延長されております。

イ 行動援護

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、令和3年度以降新たに資格を取得する者を除き、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長し、その後廃止されます。

※事業者におかれましては、経過措置終了までに、経過措置の対象者に計画的に研修を受講させるよう努めてください。

3 令和7年1月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について」について

(1) 改正の概要

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」を一部改正し、サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者が追加されております。

- ① 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者(現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。)で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
 - ② 同行援護従業者養成研修(応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)
- なお、①を満たす場合は、②も満たすこととされております。

(2) 実務経験及び従事した期間

ア 実務経験

同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者の実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」(以下「業務の範囲通知」という。)のうち、**障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの「同行援護」**や、「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-14(2)に基づく「**盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**」を行っている事業所や施設の従業者でその主たる業務が介護等である者などになります。

イ 業務従事期間の計算方法

従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定することになります。

具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合になります。

(3) その他

関係する事務連絡、改正後通知等については下記障害者サービス情報サイトをご確認ください。

また、本件改正に伴いサービス情報サイトに別途掲載しておりました資格要件一覧についても更新しております。

関係事務連絡等：[A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）-9 報酬改定資料](#)

資格要件一覧：[A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）-3 主要職種の資格要件（サービス提供責任者・従業者）](#)

4 【重度訪問介護】特定事業所加算の算定要件(543号告示第4号イ(6))について

標記の算定要件については、留意事項通知[第二の2(2)⑧]ウにおいて、以下のとおり示されています。

543号告示第4号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合には、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

上記の“夜間、深夜、早朝”については限定列举であり、当該要件を充足するためには前月の実績において、原則として列举されているすべての時間帯においてサービス提供がなされていることが必要です。

大変恐れ入りますが、重度訪問介護の特定事業所加算を算定している事業所においては、改めて当該要件を充足できているか確認いただくようお願いします。

【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325